

土佐町立みづば保育園整備基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、土佐町立みづば保育園整備基本計画策定業務委託における受託候補者を選定するための公募型プロポーザルでの審査基準を定めたものであり、土佐町立みづば保育園整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領を補うものである。

(審査項目及び評価点)

第2条 実施要領に定める、第1位提案者を選定するための各項目に対する評価項目及び評価点は、次の各号に掲げるとおりとし、評価内容は別表による。また、評価点の合計は100点とする。

- (1) 提案者に対する評価 10点／100点
- (2) 提案内容に対する評価 90点／100点

2 各項目の審査は、3段階で評価する。

(選定審査表)

第3条 審査委員会における審査は、選定審査表（別記様式）によって行う。

(審査方法)

第4条 審査委員会は、実施要領に基づき提出される提案書及びプレゼンテーションの効果を踏まえ、選定審査表に基づいて、提案者を評価する。

2 提案書の評価点は、選定審査表により採点された各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを提案者の評価点とする。

附 則

この訓令は、平成30年3月22日より施行する。

(別表)

選定審査表

評価項目	評価の事項	判断基準	評価点	評価点	点数
提案者に対する評価	同種、類似業務実績	同種業務の実績があり、その内容が評価されるものであるか。	10点	5点	
	業務責任者・担当者の実績	技術者や事業者が必要な資格を有しているか。 業務内容を踏まえた実施体制が配慮されているか。		5点	
提案内容に対する評価	提案書の作成及び提案内容	本業務における事業者として取組方針は的確であるか。	60点	10点	
		本業務に対する理解が十分で、提案内容が条件と整合性が図れ、的確であるか。		15点	
		理解しやすく、簡潔、明瞭な表現であるか。		10点	
		合理的な実施方針やスケジュールであるか。		10点	
		整備計画の策定に、住民の意見を反映させるための方策が適切に示されているか。		10点	
		予算額に収まっているか。費用の内訳は適当か。		5点	
	プレゼンテーションの総合評価	理解しやすい表現であるか。質問に対する応答は適切であるか。	30点	10点	
	採用したいと思わせるプレゼンテーションの内容であるか。	10点			
	業務に対する意欲は十分であるか。	10点			
合計点数			100点	100点	

評価点数表

点数		
5点/10点/15点	非常に優れている	評価の視点を満足している。
3点/6点/9点	普通	評価の視点を一応満足しており、業務遂行に支障をきたすことはない。
0点	不足している	評価の視点を満足できない。